

## ○ 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱(昭和33年9月30日付け33農地第3731号農林事務次官依命通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p><u>(通則)</u></p> <p>第1 農林水産大臣は、海岸法(昭和31年法律第101号)及び海岸法施行令(昭和31年政令第332号)の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業、農地保全に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2956号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する大規模海岸保全施設改良事業、<u>農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱(令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波対策緊急事業</u>、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱(昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知)に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱(平成12年3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p><u>(交付の対象及び補助率)</u></p> <p>第2 (略)</p> <p><u>(申請手続)</u></p> <p>第3 規則第2条の農林水産大臣(以下「大臣」という。)が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等(北海道にあっては大臣、沖繩県にあっては内閣</p>	<p>第1 農林水産大臣は、海岸法(昭和31年法律第101号)及び海岸法施行令(昭和31年政令第332号)の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業、農地保全に係る大規模海岸保全施設改良事業実施要綱(令和2年3月31日付け元農振第2956号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する大規模海岸保全施設改良事業、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱(平成18年3月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱(昭和49年10月21日付け49構改D第782号農林事務次官依命通知)に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱(平成12年3月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖繩総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 規則第2条の農林水産大臣(以下「大臣」という。)が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書<u>正副2部</u>を地方農政局長等(北海道にあっては大臣、沖繩県にあっては内閣</p>

府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に提出しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第4 （略）

（交付決定の通知）

第5 地方農政局長等は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第3の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は1月とする。

（申請の取下げ）

第6 補助事業者は、第3の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第5第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約）

第7 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) （略）

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（軽微な変更）

第9 （略）

（事業遅延の届出）

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合

ては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に提出しなければならない。

第4 （略）

第5 地方農政局長等は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

〔新設〕

第6 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。

〔新設〕

第7 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第8に規定する軽微な変更を除く。

(3) （略）

〔新設〕

2 地方農政局長等は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

第8 （略）

第9 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合

又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

#### (状況報告)

第11 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第4号により、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を、各交付決定の単位により、地方農政局（北海道にあつては農林水産省農村振興局、沖縄県にあつては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

3 第1項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

#### (概算払)

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

#### (実績報告)

第13 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

[新設]

第10 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第5号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

[新設]

2 前項に規定する時期のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

[新設]

[新設]

第11 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

[新設]

(補助金の額の確定等)

第14 地方農政局長等は、第13の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2・3 (略)

(額の再確定)

第15 補助事業者は、第14第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があった等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13第1項に準じて提出するものとする。

2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第14第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第16 地方農政局長等は、第8第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第17 (略)

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち施行令第13第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第12 地方農政局長等は、第11の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2・3 (略)

[新設]

第13 地方農政局長等は、第7第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

3 地方農政局長等は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

[新設]

第14 (略)

第15 取得財産等のうち施行令第13第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 前項の承認にについては、第14第2項の規定を準用する。

第19 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第20 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第6号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第21に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第21 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第8号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(市町村の申請)

第22 補助事業者が市町村であり、この要綱に規定する書類を地方農政局長等に提出する場合には、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第23 補助事業者は、第3の規定による交付の申請、第6の規定による申請の取下げ、第8第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による状況報告、第12の規定による概算払請求及び第13第1項による実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 補助事業者が第2項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

[新設]

第16 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第5号別紙第7の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

[新設]

[新設]

第17 補助事業者が市町村であり、この要綱に規定する書類を地方農政局長等に提出する場合には、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。

[新設]

別表1 (第2関係)

事業	経費	補助率
1 海岸保全施設整備事業	(1)～(6) (略)	(略)
	<u>(7) 津波対策緊急事業に要する経費</u>	<u>当該経費の1/2 (離島及び北海道にあっては5.5/10) ただし、海岸法施行令第8条第2項に規定する事業にあっては、当該経費の2/3、沖縄県にあっては、当該経費の9/10、奄美群島にあっては、当該経費の2/3</u>
2～5 (略)	(略)	(略)

別記様式第1号 (第3関係)

年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
 (北海道にあっては農林水産大臣)  
 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) ※  
 ※市町村にあっては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年度において下記のとおり〇〇〇事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第3の規定により補助金 円の交付を申請する。

記

別表1 (第2関係)

事業	経費	補助率
1 海岸保全施設整備事業	(1)～(6) (略)	(略)
	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>
2～5 (略)	(略)	(略)

別記様式第1号 (第3関係)

令和 年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
 (北海道にあっては農林水産大臣)  
 (沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長) ※  
 ※市町村にあっては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名 印

令和 年度において下記のとおり〇〇〇事業を実施したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第3の規定により補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日

別紙第1 (略)

収支予算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費		備考
(略)							

予算議決 (又は予算議決予定) 年 月 日

別紙第2 (略)

別記様式第2号 (第8関係)

年度〇〇事業変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
 (北海道にあつては農林水産大臣)  
 (沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) ※  
 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更 (中止又は廃止) したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第8の規定により申請する。

記

- 1 変更 (中止又は廃止) の理由
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 年 月 日

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

別紙第1 (略)

収支予算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費		備考
(略)							

予算議決 (又は予算議決予定) 令和 年 月 日

別紙第2 (略)

別記様式第2号 (第7関係)

令和 年度〇〇事業変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
 (北海道にあつては農林水産大臣)  
 (沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長) ※  
 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更 (中止又は廃止) したいので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第7の規定により申請する。

記

- 1 変更 (中止又は廃止) の理由
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

(略)

別記様式第3号(第10関係)

年度〇〇事業補助金遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕

〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※

※市町村にあつては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業につい  
て、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となつた)ため、農地保全  
に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第10の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となつた)理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総 事 業 費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇 年 〇 月 〇 日 ま で に 完 了 し た も の		〇 年 〇 月 〇 日 以 降 に 実 施 す る も の		
		事 業 費	出 来 高 比 率	事 業 費	事 業 完 了 予 定 年 月 日	
	円	円	%	円		

(略)

[新設]



(注1) 括弧内は、該当するものを記載すること

(注2) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号 (第11第1項関係)

年度〇〇事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあっては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあっては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第11第1項の規定により、その遂行状況を、下記のとおり報告する。

記

(略)

別記様式第5号 (第12関係)

年度〇〇事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあっては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあっては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

官署支出官 〇〇 殿  
(第12第1項に定める官署支出官名を記入)

都道府県知事又は市町村長

別記様式第3号 (第10の1関係)

令和 年度〇〇事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあっては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあっては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第10の1の規定により、その遂行状況を、下記のとおり報告する。

記

(略)

別記様式第4号 (第10の1関係)

令和 年度〇〇事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿  
〔北海道にあっては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕※  
※市町村にあっては当該市町村を管轄する都  
道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

[新設]

都道府県知事又は市町村長

氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第11第1項の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

(略)

別記様式第6号(第13第1項関係)

年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※

※市町村にあつては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

【また、併せて精算額として〇〇補助金〇〇円の交付を請求する。】

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第4及び第5のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 年 月 日

(略)

別紙第3～6 (略)

別紙第7

氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第10の1の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

(略)

別記様式第5号(第11関係)

令和 年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

〔北海道にあつては農 林 水 産 大 臣〕  
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕※

※市町村にあつては当該市町村を管轄する都道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長  
氏 名 印

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第11の規定により、その実績を下記のとおり報告する。

【また、併せて精算額として〇〇補助金〇〇円の交付を請求する。】

記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第4及び第5のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 令和 年 月 日

(略)

別紙第3～6 (略)

別紙第7

財産管理台帳（令第13条第1号から4号までの財産、要綱第18の取得財産等）

(略)

別記様式第7号（第13第2項関係）

年度〇〇事業補助金年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇 〇 農 政 局 長 殿

北海道にあつては農 林 水 産 大 臣

〔 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕※

〔 ※市町村にあつては当該市町村を管轄する都

道府県知事を経由して地方農政局長等へ提出

都道府県知事又は市町村長

氏 名

年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、農地  
保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第13第2項の規定により、実績を下記の  
とおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年 度 内 実 績		翌 年 度 実 施		完 了 予 定 年 月 日
	補 助 事 業 に 要 する 経 費 ( A )	国 庫 補 助 金	(A) のうち 年度内 支出済 額	概算払 受入済 額	(A) のうち 未支出 額	翌年 度繰 越額	
翌 年 度 繰 越 分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	

財産管理台帳（令第13条第1号から4号までの財産、要綱第15の取得財産等）

(略)

[新設]

〇〇〇〇							
年度 内完 了分 〇〇〇〇							
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号（第21関係）

[新設]

〇〇年度  
農林水産省所管

〇 〇 補 助 金 調 書

国			地 方 公 共 団 体 名										備考		
補助事業 業名	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出									
			科目	予算 現額	取 入 済 額	科目	予算 現額	うち国庫 補助金相 当額	支出 済額	うち国庫 補助金相 当額	翌年 度繰 越額	うち国庫補 助金相当額			

#### 記載要領

- 1 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 2 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱によって令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例による。ただし、第11の規定は、この通知による改正前の農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱第5に基づく交付決定通知により実施した事業についても適用する。